

オープンイノベーション研究・実用化推進事業に関する事業に関する特別約款（案）

2026年 月 日制定

特記事項

【特記事項】

(マッチングファンド方式の条件等)

第1条 委託業務のうち、応用研究ステージ及び開発研究ステージにおいて、委託業務の研究成果を用いて新たな商品や便益の開発を行うことにより将来的に利益を享受することとなる民間企業等（民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者をいう。以下同じ。）が参画する場合、当該民間企業等が自ら支出する費用（以下「自己資金」という。）の2倍以内の委託費を甲が支出する方式（以下「マッチングファンド方式」という。）を適用するものとする。

ただし、委託業務の研究成果を用いた新たな商品や便益の開発を行わず、将来的に利益を享受しない民間企業等は、マッチングファンド方式を適用しないものとする。

- 2 甲が民間企業等に支出する委託費の上限額と本上限額に関わる民間企業等の要件（以下「マッチングファンド条件」という。）は、次の各号のとおりとする。
 - 一 資本金10億円以下、又は設立から10年以内の民間企業等に対しては、自己資金の2倍以内の委託費を甲が支出する。
 - 二 資本金10億円を超え、かつ設立から10年を超える民間企業等に対しては、自己資金の1倍以内の委託費を甲が支出する。
- 3 乙構成員のうち民間企業等が委託期間において負担する自己資金の金額は、実施計画書に記載のとおりとする。また当該民間企業等は、自己資金を実施計画書に記載された経費の区分に従つて使用しなければならない。当該実施計画書が変更されたときも同様とする。
- 4 乙構成員のうち民間企業等は、自己資金についても、専用の帳簿を備え、収入支出の額を経費項目に従つて記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。また、帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、本委託業務が終了した日の翌年度の4月1日から起算して5年間、整理・保管しなければならない。

(マッチングファンド方式の自己資金)

第2条 乙構成員のうち民間企業等は、自己資金の支出実績が不足し、【特記事項】第1条第2項に規定するマッチングファンド条件を満たさない場合は、マッチングファンド条件を満たすまで、委託費を財源に支出された経費を自己資金に振り替えることとし、振り替えを行つたことにより過払いとなった委託費は、試験研究委託契約約款（以下「原約款」という。）第19条に基づき甲に返還するものとする。

- 2 委託費及び自己資金の額の確定において、当該年度における乙構成員のうち民間企業等の自己資金の支出実績が、マッチングファンド条件における自己資金の額を超過する場合には、甲が認めた場合に限り、当該民間企業等は、当該超過額を翌年度の自己資金として繰り越すことができるものとする。
- 3 乙構成員のうち、【特記事項】第1条第1項によりマッチングファンド方式の適用にならなかつた民間企業等は、研究実施中又は研究終了後5年間に、委託業務の研究成果を用いて新たな商品や便益の開発を行つた場合には、開発した商品や便益の内容及び時期並びに研究実施中に支出した自己資金等について、決算書、帳簿等甲が求める資料を提出の上で速やかに甲に報告するとと

もに、研究当初にさかのぼってマッチングファンド条件を満たすよう、過払いとなった委託費を甲に返還するものとする。

- 4 原約款第20条第4項において、乙構成員が委託費で取得した取得財産のうち取得価格が50万円以上の研究機器を一時的に他の研究開発事業に使用する場合には、破損した場合の修繕費、光熱水料等の一時使用に要する経費を委託費及び自己資金から支出してはならない。
- 5 第3項の報告について、乙構成員が不正又は虚偽の報告等をした場合、第3項に定めるところの甲に返還する金額に加え、違約金として返還額の100分の10に相当する金額を、甲へ支払わなければならない。
- 6 第3項の報告について、乙構成員が甲の相当期間を定めた催促にもかかわらず、これに応じなかった場合、次の各号のとおりとする。
 - 一 乙構成員が、資本金10億円以下、又は設立から10年以内の民間企業等の場合は、乙構成員に支払われた委託費の2分の1に相当する金額の返還に加え、違約金として当該金額の100分の10に相当する金額を、甲へ支払わなければならない。
 - 二 乙構成員が、資本金10億円を超える、かつ設立から10年を超える民間企業等の場合は、乙構成員に支払われた委託費全額の返還に加え、違約金として当該金額の100分の10に相当する金額を、甲へ支払わなければならない。
- 7 乙構成員は、第3項、第5項及び第6項の返還金及び違約金を甲が指定する支払期日までに支払わないときは、既払金を除く返還金及び違約金に対して支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、民法第404条に定める法定利率で算出した延滞金を支払わなければならない。

(マッチングファンド方式の自己資金で取得した財産)

第3条 乙構成員は、自己資金で取得した財産について、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。乙構成員は、委託業務を実施するため自己資金により製造し、取得し、又は効用を増加させた財産のうち、取得価格が50万円以上の研究機器については、委託期間中、委託業務に支障が生じない範囲内で、一時的に他の研究開発事業に使用することができる。この場合、当該乙構成員は次の事項を遵守するものとする。

- 一 当該乙構成員が一時使用する場合には、破損した場合の修繕費、光熱水料等の一時使用に要する経費を委託費及び自己資金から支出してはならない。
- 二 当該乙構成員以外の者が一時使用する場合には、当該乙構成員は、一時使用予定者との間で、破損した場合の修繕費、光熱水料等の一時使用に要する経費の取り扱いについてあらかじめ取り決めを締結することとし、当該経費を委託費及び自己資金から支出してはならない。